（参考3） 我が国におけるコメ

○ コメの国内生産（稲作と水田）は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。
○ 一方、日本のコメ消費量が減少する中で、コメの需給調整を実施。

○ 我が国の食料自給率（平成25年度）

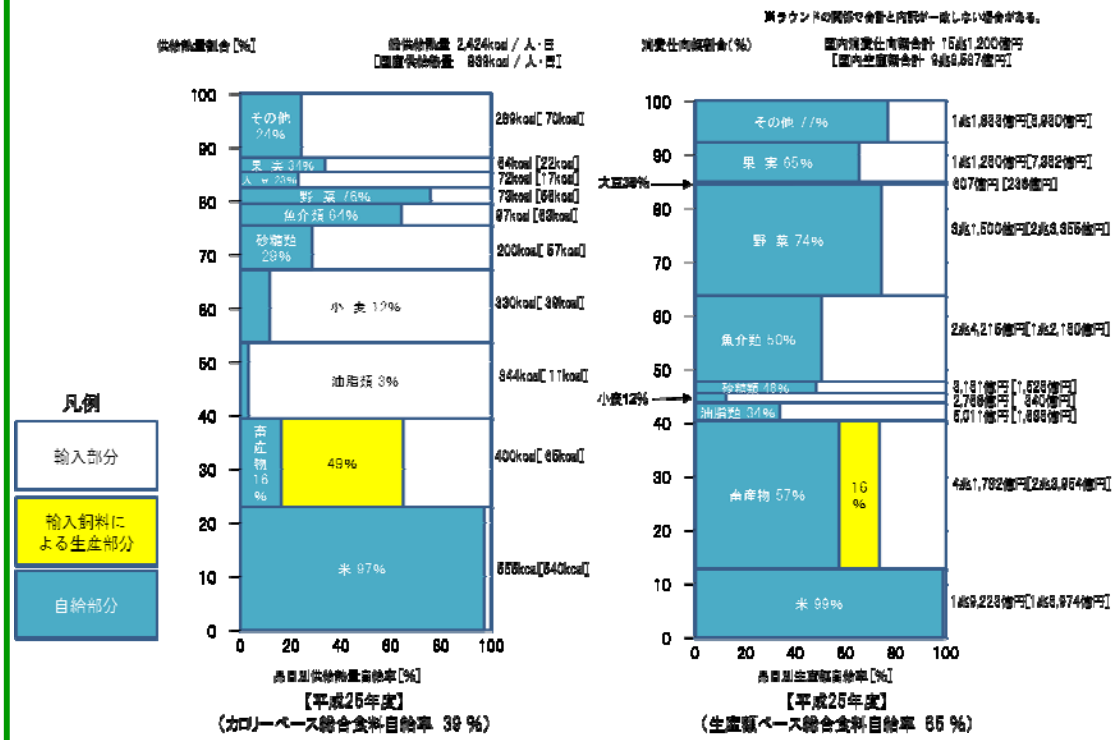

農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメの100%近い自給は、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。（国産供給熱量（カロリー）の58%、国内生産額の20%がコメ。）

○ 我が国におけるコメの重要性

- **国民の主食であり、食文化の基礎**
  〔国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子（例. 団子、白玉）、米菓（例. せんべい、あられ）、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。〕
- **農業生産・農村経済の中核**
  〔農業生産額の2割がコメ。全耕作地の半分以上が水田。全販売農家の7割が稲作。〕
- **稲作や水田の有する多面的機能**
  〔国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと（食料・農業・農村基本法第3条）。〕
- **日本人の歴史や文化と密接な関係**
  〔稲作の始まりにより社会（ムラ）・国家（クニ）が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され（石高制）、税もコメ（年貢）。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。〕

○ 我が国におけるコメ需給の変化

- 一人当たり年間コメ消費量（精米）：
  118kg（S37（ピーク時））　→　56.9kg（H25）
- コメの需要量（国内消費仕向量）（玄米）：
  1,341万トン（S38（ピーク時））　→　870万トン（H25）
- 国産米の生産量（玄米）：
  1,445万トン（S42（ピーク時））　→　872万トン（H25）

57 商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移

○ 2014年の輸出数量は4,516トン（対前年比45%増）、輸出金額は約14億３千万円（同39%増）となった。

○ 2015年１月～５月の輸出数量は2,299トン（対前年同期比46%増）、輸出金額は約６億７千万円（同35%増）となっている。

	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		2015年（1月～5月）	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円
輸出合計	1,898 (+45%)	691 (+27%)	2,129 (+12%)	683 (−1%)	2,202 (+3%)	726 (+6%)	3,121 (+42%)	1,030 (+42%)	4,516 (+45%)	1,428 (+39%)	2,299 (+46%)	670 (+35%)
香港	654	249	779	256	916	299	1,207	377	1,744	497	898 (+51%)	242 (+40%)
シンガポール	334	126	598	183	668	208	961	300	1,295	371	614 (+17%)	158 (+7%)
台湾	271	95	183	66	154	50	168	74	407	155	268 (+71%)	104 (+75%)
オーストラリア	125	32	157	38	130	34	189	56	185	59	89 (+10%)	28 (+5%)
中国	96	43	0	0	34	14	46	19	157	76	15 (−35%)	6 (−34%)
イギリス	36	14	57	17	48	18	58	23	112	41	49 (+32%)	16 (+9%)
アメリカ	39	25	46	24	29	16	91	36	81	37	65 (+195%)	24 (+115%)
インドネシア	0	0	15	3	8	3	57	18	74	24	0 −	0 −
ドイツ	50	14	55	15	50	14	47	14	60	20	27 (+29%)	9 (+27%)
モンゴル	3	1	4	1	7	2	73	14	51	10	18 −	3 −
マレーシア	15	6	22	6	10	3	6	2	49	15	33 (+725%)	11 (+757%)
その他	275	87	213	74	148	65	218	97	301	123	223 (+106%)	69 (+57%)

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）
注1：（　）内は対前年同期増減率である。
注2：「その他」に含まれる国は、2014年についてはロシア、タイ、オランダなど33ヶ国。
注3：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

58 コメ・コメ加工品の輸出戦略

「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」抜粋

輸出の現状

○ 精米の輸出量は、5年間で約2倍の2千t(約7億円)。香港・ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙで約7割。中国向けは、過去最大でも100t程度。

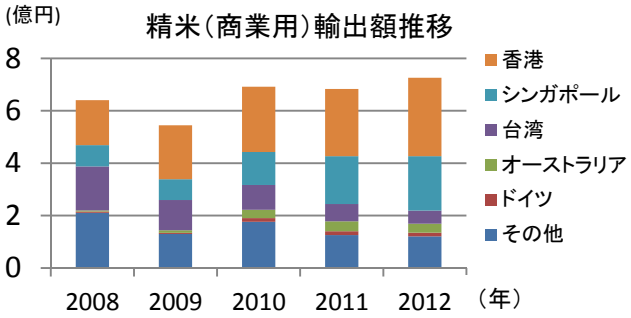

○ 2012年の米菓輸出額は、約30億円。主な輸出先は、台湾、米国、香港等。

○ 2012年の日本酒輸出額は約90億円。輸出先は、米国・香港で全体の5割。

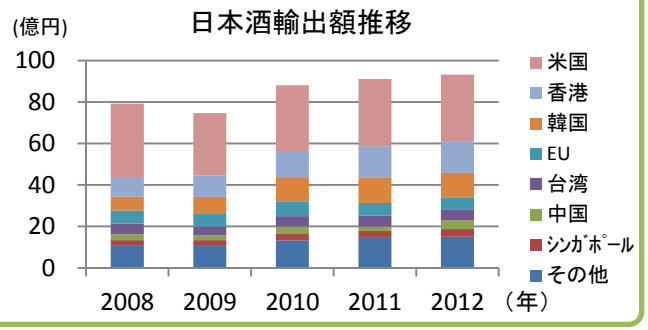

分析

○ 日本産米に対する評価は高いが、許容できる価格差には限界。
○ 精米から長期間経過後も販売されているケースもあり品質にも疑問。
○ 中国市場では、品質差を上回る高価格で流通しているのが実情。

香港における
米の小売価格(円/kg)

新潟県産こしひかり	米国産こしひかり
950	490

中国市場における
日本産米小売価格内訳(試算)

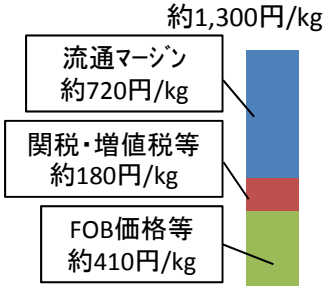

○ 世界のワイン消費量は、約2,400万klで、主要な消費国はEU、米国等。中国の消費量が上昇傾向。
○ 世界の酒市場の大きさを考えれば、日本酒の輸出額の拡大余地は大きい。

各国を代表する酒の輸出額(2011年/億円)

日本酒	仏ワイン	英スコッチ
88	7,740	5,150

2020年目標と対応方向

○ 輸出額目標:600億円。

○ 精米だけでなく、包装米飯・日本酒・米菓も含めたコメ加工品の輸出に力を入れる。

➢ コメ(包装米飯含む)
現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など、日本米のプレゼンスを高める取組を推進。
★重点国
新興市場:台湾、豪州、EU、ロシア等
安定市場:香港、シンガポール

➢ 米菓
相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化。
★重点国
新興市場:中東、中国、EU
安定市場:台湾、香港、ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ、米国

➢ 日本酒
発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。
★重点国
新興市場:EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国
安定市場:米国、香港

59　食文化・食産業のグローバル展開（品目別輸出団体）

政策目的

○　品目別輸出団体の設立等によるジャパン・ブランドの推進

実行状況

○　26年6月26日に輸出戦略実行委員会を立ち上げ、その下に7つの品目部会と5つのテーマ別部会を設置し、輸出戦略に基づく取組の検証や、実効性のある輸出拡大に向けた取組体制等に関する議論を実施。本委員会における議論等を踏まえ、27年1 月に、品目ごとの今後の輸出拡大方針を決定。

○　コメ・コメ加工品、牛肉、日本茶、林産物、花き、水産物、青果物についてはオールジャパンで輸出に取り組む品目別輸出団体を設立。
※コメ・コメ加工品の輸出団体である、「全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会」は26 年11月27日に設立。

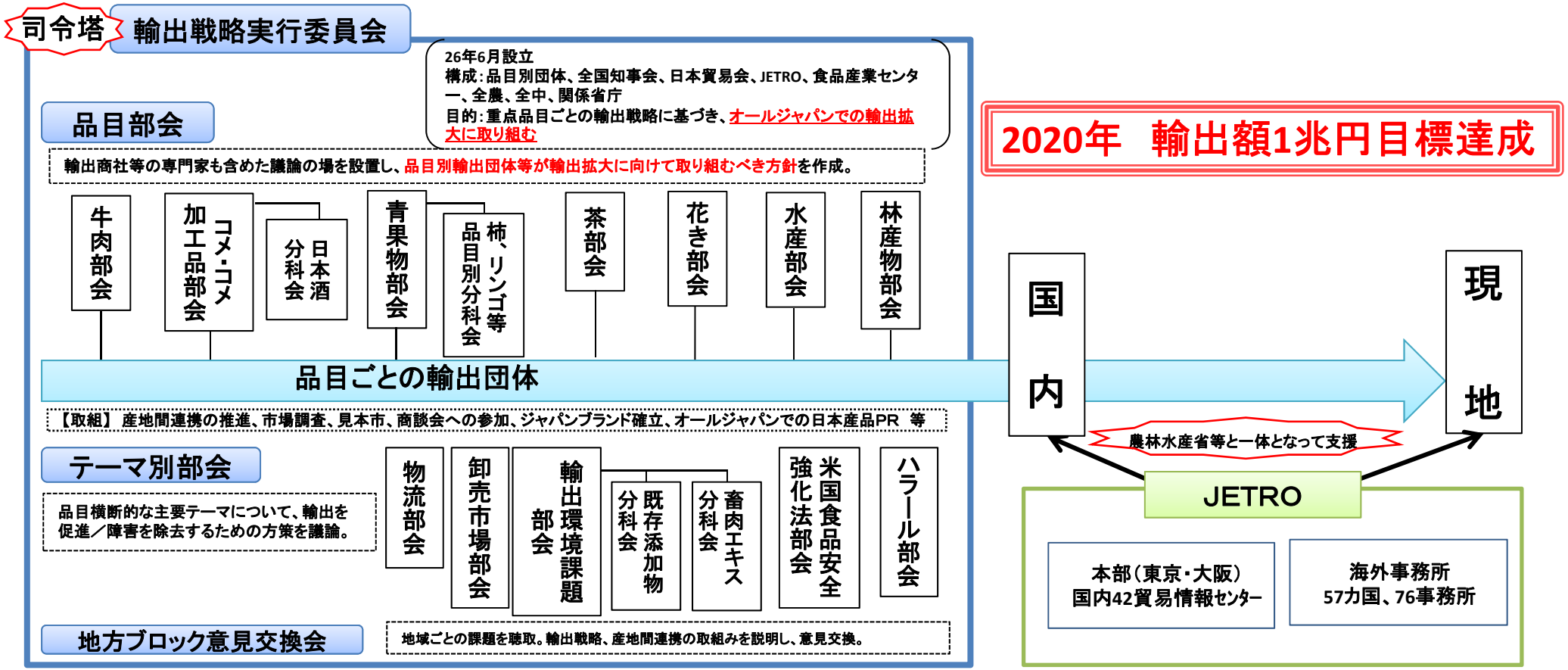

60　全日本コメ･コメ関連食品輸出促進協議会の概要

1．設立	平成26年11月27日 （前身の全国米関連食品輸出促進会から改称し、組織目的を明確化し、オールジャパンの輸出団体として設立）
2．目的	1．　我が国の良質な米･米関連食品の海外での需要の開拓･拡大を図り、世界のマーケットに　届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し･解決に向けた協力体制を構築すること 2．　輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること 3．　輸出拡大にむけて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること
3．事業内容	1．　オールジャパンのブランド育成 2．　海外市場開拓調査 3．　産地PR･国内商談会 4．　海外販売促進活動 5．　会員ニーズに基づく共同の取組の促進　等
4．会員数	69会員（平成27年6月19日現在） 　秋田おばこ農業協同組合、JA全農、木徳神糧株式会社、元気寿司株式会社、株式会社神明ホールディング、鈴茂器工株式会社、関谷醸造株式会社、全国米穀販売事業共済協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、株式会社永谷園、白鶴酒造株式会社、全国米菓工業組合、株式会社吉野家ホールディングス、株式会社ローソン　等

61　米トレーサビリティ法の概要

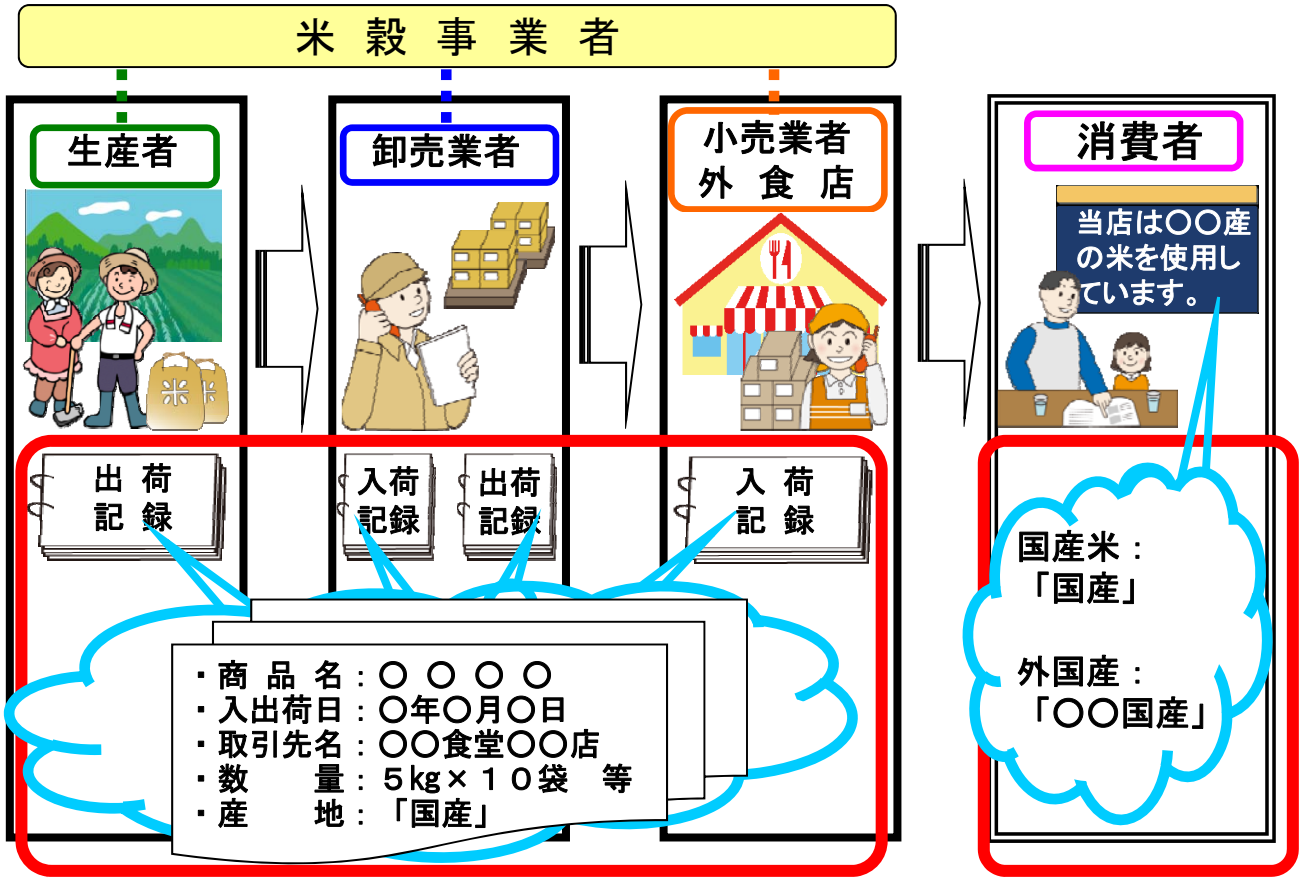

トレーサビリティ

問題が発生した場合の
流通ルートの速やかな特定と回収

取引記録の虚偽記載等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。

産地情報の伝達

米穀等の産地情報を
一般消費者にまで伝達

事業者間で、虚偽の産地情報伝達等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。
一般消費者に対し産地情報伝達の違反があった場合には、勧告・命令（当該命令に従わなかった場合には、50万円以下の罰金）。

米穀事業者

生産者を含め、対象品目の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての者。

対象品目等

- 米穀（玄米・精米等）
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- 米飯類
- もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

※産地情報伝達については、飼料用・バイオエタノール用に供される物は除く。

法律公布（平成21年4月24日）

↓

トレーサビリティの施行
（平成22年10月1日）

↓

産地情報の伝達の施行
（平成23年7月1日）

↓

米穀流通監視官の設置
（平成23年9月1日）

62　米の放射性物質濃度低減に向けた継続的検査と技術指導

○ 米については、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
○ 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。
○ 福島県では、24年産及び25年産米と同様、26年産米でも県全体で全袋検査（27年7月28日時点で約 1,100万袋）を実施。
基準値超過（※）は、前年産に比べて大幅に減少（27年産： 2袋、26年産： 28袋）
（※）基準値超過した米は全て廃棄され、市場には出回らない。

米の全袋検査

カリ施肥による稲の吸収抑制対策

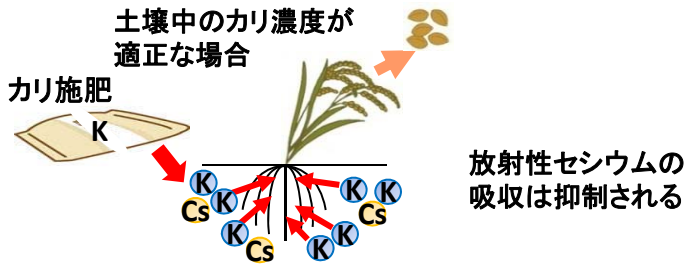

25年産及び26年産の福島県の米の全袋検査結果

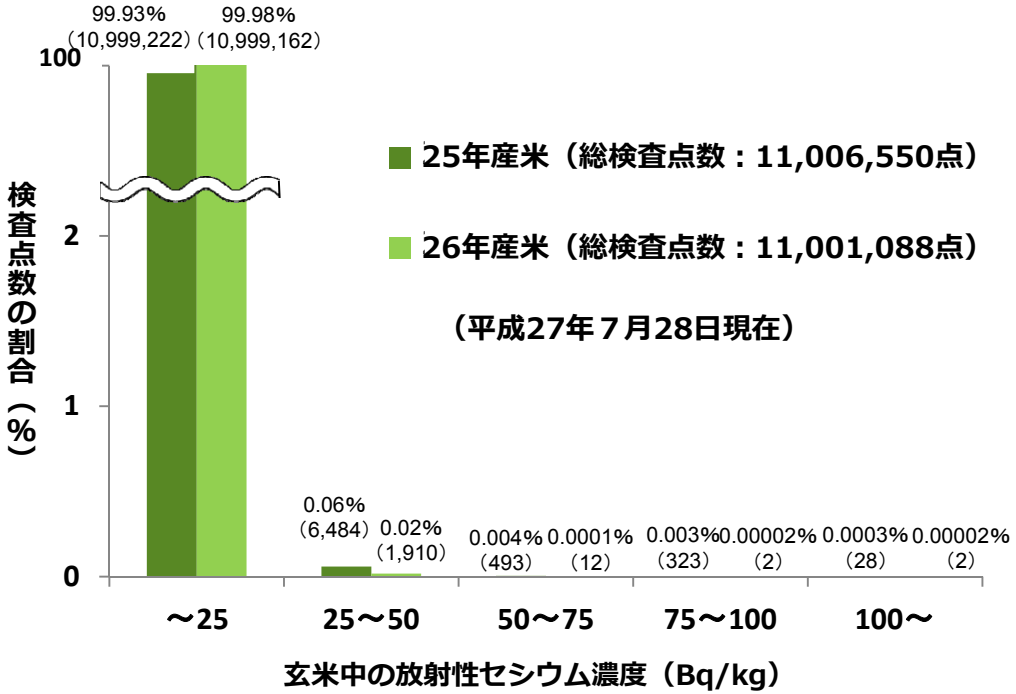

今後の主な取組

■ 27年産についても、26年産同様に、作付制限、吸収抑制対策等及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全確保を図る。
■ 福島県において、27年産についても全袋検査を実施する予定。

63 27年産米の作付等に関する方針 【① 避難指示区域】

対象地域	作付の取扱い
○ 帰還困難区域	**作付制限** 立入が制限されており、作付・営農は不可。 （※ 市町村の管理の下での試験栽培は可能 （収穫物は原則廃棄）。）
○ 居住制限区域	**農地保全・試験栽培** 営農が制限されており、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。 （※ 地域の状況に応じて、作付再開準備を行うことも可能。）
○ 避難指示解除準備区域	**作付再開準備** 管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培を実施。 （※ 役場機能の移転等避難の状況により、きめ細かな管理が困難な市町村では、農地保全・試験栽培を行うことも可能。 また、除染の進捗状況によっては、全量生産出荷管理を行うことも可能。）

63　27年産米の作付等に関する方針 【②　避難指示区域以外の地域】

対象地域

○ 前年が作付再開準備の地域

○ 前年産米で基準値超過が検出された地域

○ 前年が全量生産出荷管理の地域であって前年産米で基準値超過が検出されなかった地域

○ 前年産米で50 Bq/kg超のあった地域

○ その他の地域

作付の取扱い

全量生産出荷管理

管理計画を策定し、飯米・縁故米を含む全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査（全量管理、全袋検査）し、順次出荷。

全戸生産出荷管理

農家ごとに、吸収抑制対策を実施し、検査（全戸検査）した後に出荷。

福島県の場合

農家リストを作成し、検査予定数量等を把握した上で全袋検査を行うことで、順次出荷が可能。

（全戸生産出荷管理の地域では、農家ごとに吸収抑制対策を実施。）

地域単位で抽出検査

旧市町村又は市町村ごとに抽出検査を行った後に出荷。

64　27年産米の作付制限等の対象地域（26年産との比較）

26年産米

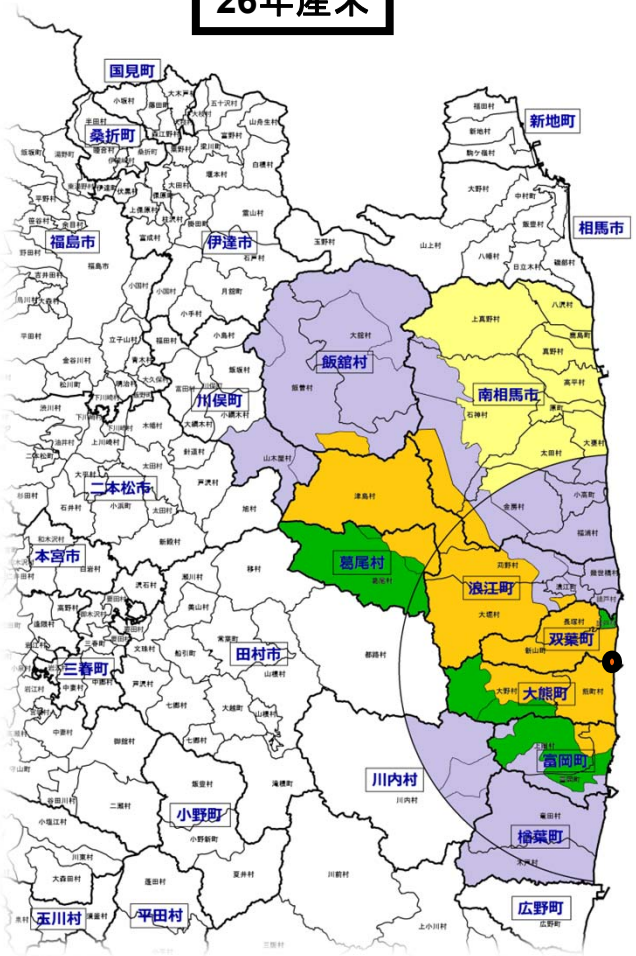

27年産米

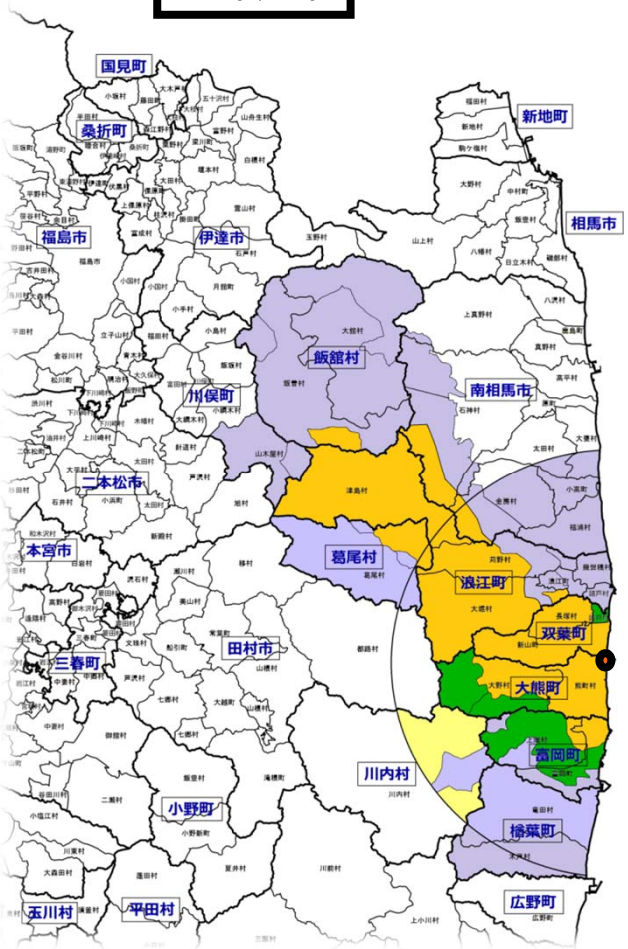

作付制限

作付・営農は不可。

農地保全・試験栽培

除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

全量生産出荷管理

管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷。

福島第一原子力発電所

拡大